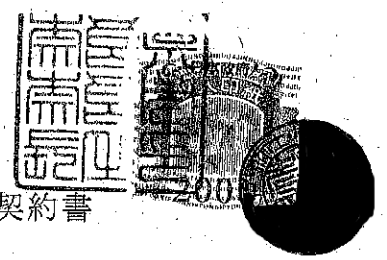


奈良市広報特集紙面作成および掲載委託業務 契約書



奈良市（以下「発注者」という。）と株式会社奈良新聞社（以下「受注者」という。）は、奈良市広報特集紙面作成および掲載委託業務について次のとおり契約を締結する。

- 第1条 発注者は、業務の処理を受注者に発注し、受注者はこれを受注する。
- 前項の業務の内容等については、別紙仕様書のとおりとする。
 - 仕様書に定めのない細部の事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

第2条 本契約の期間は、契約締結日から令和5年11月9日までとする。

第3条 委託料は、金330,000円（うち消費税及び地方消費税の合計額は、金30,000円）とする。

第4条 この契約の第3条に規定した委託料は、下記のとおり支払うものとする。

- 受注者は作成および掲載実施確認書を発注者に提出し、業務の履行確認を受けなければならない。
- 発注者は、前項に規定する委託料を受注者から請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。
- 発注者は、前項に規定する期限までに支払金を支払わないときは、遅延日数1日につき当該業務に係る支払金に、遅延日数に応じ、年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる率が改正された場合は、当該改正された後の率）の割合で計算した額の違約金を受注者に支払わなければならない。

第5条 受注者は広報制作にあたり、第三者の著作権及びその他の権利を侵害することのないよう十分留意し、万一その権利を侵害したときは、その損害を賠償しなければならない。

第6条 契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 委託業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。
- 前2号のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

4 第1項の規定により、この契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。(契約保証金を免除しない場合)

第8条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項(第2項、第3項及び第4項(契約保証金をとる場合))の規定は、前項の解除の場合に準用する。

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず

は、発 ず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

保証金

第10条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、発注者・受注者双方協議のうえ定めるものとする。

を解除

和22

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

その命

確定し

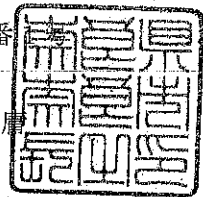
令和 5年 10月 16日

確定し

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番

奈良市

奈良市長 仲川 元 康

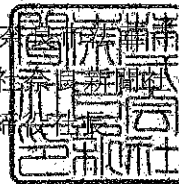


年法律

受注者 住所 奈良市南門外2丁目2番地4

株式会社奈良南門外

代表取締役社長 中 篤



前項の

ができ

又はそ

暴力団

る暴力

団をい

るとき。

目的を

的ある

とき。

第5号

の購入

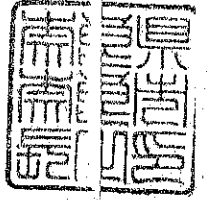
受注者

かわら

(別紙)

奈良市広報特集紙面作成および掲載委託業務 仕様書

- 1 業務名 奈良市広報特集紙面作成および掲載委託業務
- 2 媒体 奈良新聞
- 3 業務内容 奈良新聞への広報特集記事作成および掲載
令和5年11月9日：奈良市の環境清美工場及び新クリーンセンターに関する取り組み
- 4 配布数 約12万部
- 5 支払い 業務完了後、受注者からの請求書提出後30日以内
- 6 成果物の提出 広告が掲載された媒体3部
業務完了届
- 7 その他 業務過程における上記以外の必要事項については随時、発注者と受注者が協議の上進めること



業務完了届

令和 5年11月 9日

奈良市長 仲川 元庸 様

住所 奈良市法華寺町2番地4

株式会社奈良新聞社

氏名 代表取締役社長 田中 篤則

下記のとおり受託業務が完了しましたので、報告いたします。

記

- 業務名
奈良市広報特集紙面作成および掲載委託業務
- 契約金額
金 330,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
- 契約年月日
令和 5年10月16日
- 業務完了日
令和 5年11月 9日

令和5年11月9日

秘書広報課長 金森 正壽



確 認 書

奈良市広報作成および掲載委託業務について、下記のとおり完了したことを確認しました。

1.発注内容

奈良市広報特集紙面作成および掲載委託業務

2.受注業者

株式会社奈良新聞社

3.業務完了

令和5年11月9日



支出負担行為書

・(委託)

施無単件

伝票番号

0099960 - 000

年度	05	会計	01 一般会計	所属	100100900700000	秘書広報課
市長	副市長	部長	課長	補佐	係長	係員
*	*	*	*			

合議欄

予算区分	現年度予算	起票日	5年10月16日
款	15 総務費	決裁区分	課長
項	15 企画費	契約方法	随契1
目	10 企画総務費	工事財源	単・国・県・地
大 事業	010 企画総務経費	予算現額	6,500,000円
中 事業	032 定住促進経費	負担行為額	4,930,000円
小 事業	001 定住促進経費	予算残額	1,570,000円
節	12 委託料		
細 節	51 委託料		
細 々 節	550 シティプロモーション業務委託料		

金額	億	万	円
		3 3 0 0 0 0	¥

内税・消費税等 0円

件名等	件名 奈良市広報特集紙面作成および掲載委託業務について (奈良市の環境清美工場および新クリーンセンター分)
履行期間	令和5年10月16日 から 令和5年11月9日 まで または 日間
履行場所	100100900700000 秘書広報課

備考	<p style="text-align: right;">決裁日 令和5年10月16日</p>
----	--

債権者	債権者コード 0080001446 住所 奈良県奈良市法華寺町2番地4 氏名 株式会社奈良新聞社 代表者肩書 代表取締役社長 田中 篤則	
-----	---	--

連番	品名コード	項目・品名	履行場所	数量	単価/金額

保存期間	5年	決裁区分	課長級専決		
収受日		文書番号			
起案日	令和5年10月16日	公印	不要		
決裁日	令和5年10月16日	起案者	秘書広報課		
施行日	令和5年10月16日		移住定住促進係		
処理期限			係員 岡島 茉祐		
発信元文書の日付			(電話番号:)		
分類	A-1-2	議会提案	なし		
簿冊名	移住定住促進				
あて先	株式会社奈良新聞社				
件名	奈良市広報特集紙面作成および掲載委託業務について（奈良市の環境清美工場および新クリーンセンターに関する取り組み）				
決裁・合議	決裁者	総合政策部	次長・参事級	金森 正憲	決裁済み
	承認者	秘書広報課	課長補佐級	川畑 理絵	承認済み
	承認者	移住定住促進係	係長級	高松 明弘	承認済み
	供覧者	移住定住促進係	係員	山本 美貴	供覧済み
公印使用承認					
<p>伺い文</p> <p>奈良市における環境清美工場および新クリーンセンターに関する取り組みを市民に周知するため、市民を対象に効果的に市政情報を発信できる地元新聞に、広報特集紙面の作成および掲載業務を委託してよろしいか伺います。</p> <p>記</p> <p>1. 業務名：奈良市広報特集紙面作成および掲載委託業務</p> <p>2. 掲載媒体：奈良新聞</p>					

3. 予算額：330,000円（税込）

目：広報費、大事業：企画総務経費、中事業：定住促進経費、小事業：定住促進経費、節
：委託料、細節：委託料、細々節：シティプロモーション業務委託料

仲川げん 奈良市長 さま

令和5年8月31日
株式会社奈良新聞社
企画担当 XXXXXXXXXX

奈良市特集提案1 「よくわかるごみ焼却場問題」

【趣旨】築40年以上が経過した環境清美整備工場。現在、焼却炉の一部機能停止など、補修や建て替えは喫緊の課題です。しかしながらこの問題は市民にとって「身近でありながら遠い問題」。議論も総論賛成、各論反対になりがちです。そこで本特集では、「よくわかるごみ焼却場問題」として、Q&A方式でこの問題を読み解く特集を展開します。

【想定質問（例）】

- ・焼却炉の一部停止。いまどうなっているの？（処理の現状と課題）
- ・築40年。古いとどんなことが問題になるの？（処理能力や修繕コスト）
- ・炉の大規模改修工事に140億円。新しく建て替えを予定しているのに、こんなにお金をかける意味がどこにあるの？（維持コストと投資コストの比較）
- ・新クリーンセンターは、いままでとどう違うの？（機能や環境面）

【紙面イメージ（1，2のいずれか）】

- 1, イラストや写真を交えて上記質問についてわかりやすくこたえていく。
- 2, 一条中の学生が奈良市の担当職員に質問。その模様取材する形で構成する。（主に学校側の取材許可が必要になりますが、次代を担う子どもたちに、まちの未来を考えてもらう一助になります。）

【掲載時期と料金】

- ・掲載 10月中旬
- ・掲載料 33万円（税込・一面あたり）

奈良市特集提案 2

「戦略として考える、Old History,New Discovery.」

【趣旨】奈良市の多面的な魅力を英語で伝える新しいメッセージ「Old History,New Discovery.」

この言葉を観光や定住、産業の創造などにつなげるために、戦略として何が必要なのかを考える企画とし、仲川げん奈良市長にインタビューもしくは、寺社仏閣の有識者との対談で紐解いていきます。

【想定質問】

- ・新しい標語にこめた思い。(温故知新)
- ・これまでの戦略に欠けていたもの。
- ・戦略としての位置づけ(例えば観光、定住など)何を重点ポイントとするか。
- ・市民の理解(シビックプライドの醸成)

など。

【掲載時期と料金】

- ・掲載 10月中旬
- ・掲載料 33万円(税込・一面あたり)